

来庁前には事前の電話
連絡をお願いします

埼玉県旅行業新規登録申請書類一覧表

提出部数：各1部〔控1部は保存〕

No.	書類名	法人	個人	備考
1	新規登録申請書（1）	○	○	登録申請手数料として、17,000円が必要となります。 （支払方法は申請先に確認すること） 申請者の住所は、『登記事項証明書の「本店（所在地）」』又は『住民票の「住所」』とすること
2	旅行業者登録簿（1）	○	○	新規登録申請書（1）と同じ内容を記載すること
3	新規登録申請書（2）	○	○	その他の営業所がある場合
4	旅行業者登録簿（2）	○	○	新規登録申請書（2）と同じ内容を記載すること
5	定款又は寄附行為	○		最新のものの「写」 「目的」は「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること
6	登記事項証明書（登記簿謄本）	○		申請日を含めて3か月以内に発行されたもの
7	役員に関する書類	○		全役員の宣誓書（自署すること。ゴム印・スタンプ印等は不可）
	個人事業者に関する書類		○	① 住民票（申請日から3か月以内に発行） ② 宣誓書（自署すること。ゴム印・スタンプ印等は不可）
	役員等が旅行業法第6条に規定する登録拒否事項に該当しない旨を確認する書類			
8	旅行業務に係る事業の計画	○	○	
	航空券発券に関する契約	△	△	発券契約がある場合、契約書の「写」
	海外手配業者との契約	△	△	海外手配業者との契約がある場合、契約書の「写」
9	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図
10	財産に関する調書		○	申請間近に作成した ①「調書」、②「預金残高証明書」 土地・建物を所有する場合、①「固定資産評価証明書」又は ②「不動産鑑定評価書」のいずれか
	貸借対照表と損益計算書	○		①、②いずれかの書類を添付すること。 ① 直近の事業年度の「（法人税）確定申告書」の「写」 〔税務署へ提出した〔控〕全頁写し1冊〕 ② 公認会計士又は監査法人による財務監査証明書 ※ 法人設立の直後であり、決算期をまだ迎えていない場合は、 設立時の貸借対照表をもって替えることができる
	旅行業法第6条第1項第10号及び旅行業法施行規則第3条並びに第4条に規定する「財産的基礎」を有するか否か確認する書類			
11	旅行業協会の発行する 入会確認書又は承認書	△	△	登録後直ちに旅行業協会の保証社員を希望する場合
12	旅行業務取扱管理者選任 一覧表	○	○	以下を添付すること ① 合格証又は認定証の「写」、② 履歴書、③ 宣誓書 ※ 個人事業者が取扱管理者である場合など、宣誓書が重複する 場合は省略可能 ④ 旅行業務取扱管理者定期研修修了証の「写」 ※ 5年ごとに研修を受講させていることを証する書類 ※ 直近5年以内に試験に合格した者は、提出不要
13	営業所の使用権を証する 書類	○	○	営業所の建物登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の「写」
14	事故処理体制の説明書	○	○	「外部との連絡体制」には、観光課及び所管する地域振興センターがある 場合はセンター名、電話番号を記入すること。旅行業協会加入予定者はそ の体制を記入すること
15	旅行業約款	○	○	2部提出。1部は、登録通知書交付時に返却
	旅行業約款認可申請書	△	△	標準旅行業約款以外の約款を使用する場合

(一覧表説明)

△：該当がある場合に提出が必要なもの

(類似商号の照会)

既存業者との類似商号を避けるため、事前に管轄の観光課又は地域振興センターにお問い合わせください